

IV 記入要領

入学料免除申請書（様式 1 - 1）・入学料徴収猶予申請書（様式 1 - 2）

1. 申請日（右上）：書類提出する月日を記入
2. 署名等：申請者氏名欄は学生本人が、保護者氏名欄は保護者がそれぞれ自署すること。
3. 事由
 - （ア）学生本人を主体にして記入すること（保護者主体の「私の仕事が」等の表現にならないこと）
 - （イ）単に「家計が困難である」と記入するのではなく、申請時現在において免除を申請するに至った事情、特に説明を要する事情、家庭調書では読み取れない事情など、経済的に入学料の納入が困難な理由を具体的に記入すること（ローン等は理由にならない）
 - （ウ）主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に記入すること。

家庭調書（別紙）

1. 申請者

- 本人が前年度（令和6年度：2024年4月から2025年3月）に給付型の奨学金を受給した場合は、「前年度奨学金受給状況」欄にその名称、月額等を記入すること。

2. 家族及び収入

- 申請時現在の家族構成に基づいて各項目を記入する。同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする者全員を記入すること。

（ア）本人欄・就学者を除く家族欄

- （1）．別居独立の生計を営む兄弟姉妹及び生計を一にしない祖父母は記入しないこと。
- （2）．父又は母が死亡・生別の場合は氏名に（ ）をつけ、その年月等を「特別控除」欄に記入すること。
- （3）．職業及び勤務先は具体的に記入すること。
（年金受給者、専業主婦、パートタイム等でも記入）
- （4）．家計支持者に○印を、就学者を除く家族のうち家族と別居の者には×印を、年齢の右の区分欄につけてください。

（イ）就学者欄

就学者全員についての学校名、学年等を記入し、各項目の該当するものに○を付けること。

- （1）．就学者とは、小・中・高・高専・大学（大学院、専攻科含む。）・盲・ろう・養護学校・国立養護教諭養成所・専修学校（一般課程を除く）に在学するものをいう。

- いわゆる中高一貫校は、中学校相当の課程か高等学校相当の課程で区分する。
- 各種学校の学生・予備校生・浪人生は「就学者を除く家族」欄に記入する。また、防衛大学校・水産大学校・職業能力開発大学校・農業大学校等の〇〇大学校、大学の研究生・聴講生・科目等履修生・訪問研究員等は就学者に該当しない。

- （2）．専修学校の場合には正式の学校名を記入する。

- （3）．兄弟等（小・中学生を除く）が学校に在学している場合は、「在学及び就学状況等証明書（様式 7）」に証明を受けること。そのうち、国立学校在学（予定）者については、前年度（令和5年度）の授業料免除の有無等について記入する。前・後期とも授業料免除を受けていない場合は、「授業料年額」欄は空欄とする。

3 収入状況

ア 次の区分により所得金額等を記入してください。

区分		所得（職業）の種類
給与収入		給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等になります。 失業給付、雇用継続給付、生活扶助費（児童扶養手当、特別扶養児童手当、傷病手当、生活保護受給等）児童手当が含まれます。 また、ティーチング・アシスタント手当、リサーチ・アシスタント手当、日本学術振興会研究奨励金も給与収入に含まれます。源泉徴収票又は確定申告書があるアルバイトも給与収入に含まれます。
給与収入以外の所得	商業所得	商業による所得
	工業所得	工業による所得
	農業所得	農業による所得
	林業所得	林業による所得
	漁業所得	漁業による所得
	その他の職業による所得	(1)開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・理美容業・旅館業・クリーニング業等の職業による所得(2)大工・左官等の職業による所得（建設会社に勤務し、一定の給与を受けている場合は給与収入欄に記入）
	その他の雑所得	利子・配当・家賃・間代・地代、他からの援助等の所得・源泉徴収票又は確定申告書がないアルバイト
臨時所得		入学料納期前6ヶ月以内の退職（一時）金、保険金、資産譲渡所得、山林所得

イ 所得金額等の記入要領は次のとおり。

給与収入	令和4年1月～12月までの収入金額を記入。 （市区町村発行の所得証明書の給与収入金額等）
給与収入以外の所得	令和4年1月～12月までの収入金額から必要経費を差し引いたものを所得金額として記入。ただし、臨時所得は、収入金額から公租公課等の経費を差し引いたものを所得金額として記入。

注1 所得者の退職等により、上記と収入状況が異なる場合は、申請時現在の収入状況を記入してください。

注2 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消すこととなるので注意願います。